

平成30年4月18日

第10回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 平成30年4月18日(水) 午後1時30分
2. 会 場 市民会館 401号室
3. 出席委員 22名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功
9番 油井 妙子 10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司
12番 菅野 善晴 13番 佐藤ミツエ 14番 渡邊 賢一
15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子 17番 関 健一
18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫
21番 齋藤 貴裕 22番 宍戸 薫 23番 鈴木 顯典
24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
6. 事務局の出席者
事務局 長 石川 英弥
庶務係 長 遠藤 彰 主 査 羽田 瑠美
農地係 長 阿部 裕一 主 査 吾妻 訓圭

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第7号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第8号 荒廃農地の区分の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 5番 加藤 良子 委員及び6番 宍戸 忠一委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期 第10回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

10番：渡邊 俊春 委員、23番：鈴木 顯典 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日午後3時30分までとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は、本日午後3時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(121件)】

議長 合計121件、平成30年4月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫、以上です。

農地係長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

2頁をお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、賃借権設定2件、使用貸借権設定が4件、地役権設定が3件、計18件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番(発言を許可する。)

1番 区域番号1番、整理番号1番は、親戚の方に贈与する案件で、区域協議会では問題ないと考えられます。整理番号2番ですが、譲渡人が高齢者で、譲受人の耕作地に隣接している、ということから区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番から6番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおり

りです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号3番については、親子関係で経営移譲年金受給のための使用貸借権再設定です。

整理番号4番については、譲渡人が自宅付近で耕作利便性が良いといった所有権移転の案件です。整理番号5番については、譲受人は保原町の方ですが、譲渡人の自宅付近に農地を持っておりまして、その隣の農地で耕作が便利のため、経営規模を拡大したいという所有権移転の申請であります。

整理番号6番は、以前から譲受人が耕作をしていた土地で、自宅周辺ということもあり、区域協議会では問題がないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号7番から9番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 区域番号3番、整理番号7番につきましては、水田の経営規模を拡大したいということでございます。整理番号8番につきましては、新規農業開始ということで、一般法人が、賃借権の設定をするということでございます。9番については前回も出ましたが、農地所有適格法人の株式会社が今回も前回の土地の続きということで、そこを取得するという案件です。以上3件は、区域協議会の中では問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 はい、13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号10番について説明いたします。

譲渡人が80歳、譲受人が41歳です。これからの農業をますます盛んにやれる譲受人に、高齢の譲渡人が託し、自分の耕作地を縮小するということです。

区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 4頁をご覧ください。区域番号5番、整理番号11番から16番までの6件、判断基準の詳

細は別添「調査書」のとおりです。

なお、事務局より補足申し上げます。今回の整理番号11番から13番までは、計画内容が地役権設定となっておりますので、地役権の内容について説明申し上げます。只今配布しました図面を合わせてご覧ください。

こちらの3件は譲受人が23年間の地役権を設定し、申請地の空中に太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。要益権者は一般の発電会社で、通常の3条の申請とは異なり、現地調査は不要となります。

地役権設定について、なぜ農地法3条申請を必要とするのかですが、農地法第3条1項にはその他使用および収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けなければならないとされており、こちらに規定されているその他使用及び収益を目的とする権利に、今回の申請の地役権設定が該当するため、3条の申請が必要となります。

許可基準については、法第3条第2項各号の要件を満たす必要はありませんが、法第3条2項、ただし書きの「民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、または移転されるときはこの限りでない。」との基準で判断することになります。判断は、①権利が設定される農地およびその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。②当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められること。この2つの基準を満たしていることが許可要件になります。

今回の案件は、写真の黄色い丸印の3点が申請地です。送電線は地上から6mの上空を通るため農業用機械の通行の妨げにはならず、営農に支障はないものと判断されますし、利害関係が発生する所有者の同意（契約書）もあることから2つの許可要件は満たしていると考えられます。

よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 区域番号5番、整理番号11番から13番までは、事務局説明のとおりで、送電線設置の申請です。14番は経営移譲年金受給のための再設定です。15番は自宅近隣の耕作利便であるという案件です。16番は譲受人が自宅付近で耕作利便ということで、区域協議会では問題ないと判断いたしました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号17番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号17番の1件です。こちらは遊休地で近隣の若い農業者である譲受人が夏はキュウ

り、冬はネギを栽培し、定年を迎えた両親と共に経営規模を拡大して農業経営を安定させたいという希望を持ち取り組んでおります。区域協議会では応援していきたい立場で問題なしと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号18番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号18番ですが、経営規模を拡大したいという飯坂地区の方が、笹木野の土地を取得したいという件です。2年前に今回申請した土地の付近を取得しましたが、すべて適切に耕作しており、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から18番についての18件、原案のとおり許可と決定いたします。次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6頁をお開きください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号1番は申請者の農家住宅の敷地拡張でございます。なお、区域協議会では問題なしと判断しました。よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。次に、議案第3号につい

て事務局の説明を求めます。

農地係長 7頁をご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転6件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件、計9件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番は、土木業を営む株式会社がこの土地の両隣に駐車場を所有しており、細長い土地のため転用しても周辺に影響が無い状況ですので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号2番は、第1種農地ですが、都市計画法第34条第11号指定地区となっており区域協議会では周辺農地に影響なしと判断しました。よろしくご審議お願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番から8頁、7番までの5件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 区域番号3番、整理番号3番及び4番は周辺に農地がなく問題なしということです。5番は分家住宅の敷地ということです。6番は周辺が駐車場ということで、住宅敷地の拡張の申請です。7番は家の改築に伴う道路敷地の拡張というものです。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号8番の1件ですが、譲渡人と譲受人は昔から知り合いでございます。譲受人は飯舘からの避難者で、昨年3条申請で農地を取得し、今回は中河原地区の集落に隣接した市道沿いに農家住宅を建設するための敷地ということで転用の申請があり、区域協議会でも現地を確認し問題なしと判断させていただきました。よろしくご審議お願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	23番（発言を許可する。）
23番	整理番号9番ですが、除染のための草木置場の一時転用となっております。区域協議会では問題ないと判断しましたので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	質問なしということで、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から9番の9件について、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	9頁をご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、除染業務・除去草木等の保管業務等に係る事業期間の延長のための事業計画変更で市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	区域番号1番、整理番号1番と2番ですが、すでに除染関係で一時転用されており、諸情勢から工期を4か月から6か月延長するものです。区域協議会ではやむを得ないと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号3番ですが、申請者、土木業を営む株式会社から、季節による除雪作業の発生などで工期の延長になったため許可期間を延長したいというものです。区域協議会では問題なしと判断しましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号4番、5番の2件は一時転用の期間の延長でございます。4番は隣の地区の工事を引き受けたということで、小田地区に事務所と駐車場を設けたということです。5番につきましても作業の遅延による工期延長ということで、周辺農地に対する影響はなしと区域協議会で判断しました。よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 10頁をご覧ください。区域番号7番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号6番ですが、除染草木の搬出をする作業期間が平成30年3月31日までのところ、6月13日までの延長ということで、謝罪文を提出していただきましたので、区域協議会ではやむを得ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画承認申請に対する処分について、整理番号1番から6番までの6件について原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 1 1 頁をお開きください。議案第 5 号、現況確認証明願出についての案件は、昭和 27 年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。区域番号 3 番、整理番号 1 番の 1 件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9 番 議長 9 番（発言を求める。）

議長 9 番（発言を許可する。）

9 番 区域番号 3 番、整理番号 1 番ですが、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第 5 号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第 5 号 現況確認証明願出について、整理番号 1 番の 1 件、原案のとおり証明と決定いたします。

次に、議案第 6 号について事務局の説明を求めます。

農地係長 1 2 頁をお開きください。議案第 6 号、農地法施行規則第 29 条第 1 号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが 200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号 7 番、整理番号 1 番の 1 件、詳細は別添「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 3 番 議長 2 3 番（発言を求める。）

議長 2 3 番（発言を許可する。）

2 3 番 整理番号 1 番ですが、現地調査の結果、農業用倉庫として適切に使用されていることを確認しましたので、ご報告いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第 6 号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第 6 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号該当農地転用証明願出について、整理番号 1 番の 1 件、原案のとおり証明と決定いたします。

次に、議案第 7 号について事務局の説明を求めます。

農地係長 1 3 頁をお開きください。議案第 7 号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見

を求められた案件です。

福島県農業振興公社への貸付分17件、61, 205㎡、JAふくしま未来、農地利用集積円滑化団体への貸付分3件、15, 392㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

14頁をご覧ください。区域番号3番、整理番号1番から16頁9番までの9件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 区域番号3番、整理番号1番から8番までは、佐原地区の遊休地を借受人が承諾していたので、福島県農業振興公社への貸付となったところです。9番につきましては、今まで借りていた人から、農地の集約化をするということで土地の交換をしながら新たな方が耕作することです。区域協議会で了承されましたのでご報告申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「[異議なし]の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号10番及び11番の2件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

16番 議長16番（発言を求める）

議長 16番（発言を許可する）

16番 議案第7号、区域番号5番、整理番号10番の1件については、私の配偶者が申請しました設定の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」から一時退席します。

議長 議事を一時休議します。16番、一時退席願います。

16番 （一時退席する。）

議長 それでは、議事を再開します。調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 2件とも福島県農業振興公社に貸し付けるもので、10番については委員の身内が借り受けし、11番については記載の方が耕作することになっております。なお、区域協議会では問題なしということです。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「[異議なし]の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 17頁 区域番号6番、整理番号12番から14番までの3件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 区域番号6番、整理番号12番から14番の3件は、りんご栽培の中堅農家への貸付で、賃

借料の記載されていない農地につきましては、現在苗木を植えたばかりということで、コストになり収益が上がり次第、賃貸料を両方で話し合い決定するというのを聞いておりますので、区域協議会では了承されたところです。よろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 18頁、区域番号7番、整理番号15番から17番の3件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 区域番号7番、整理番号15番から17番まで、いずれも借りの方が決定しており、15番については2月の総会にも出ましたが、設定期間を延長したいということです。問題ないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、JAふくしま未来分について説明いたします。
議案集19頁、区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号1番の件についてご説明いたします。所有者が高齢で体調不良のため耕作出来ないということでお孫さんが耕作するという案件です。区域協議会では問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 区域番号4番、整理番号2番の案件ですが、利用権設定する方が高齢で耕作できないということで、大規模にやっている方をお願いすることとなりました。区域協議会では何ら問題ないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしく
 お願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号3番でございますが、所有者の旦那さんが亡くなりまして、耕作できなくなりJA
 に相談しましたところ、付近の担い手の方をお願いすることとなった案件です。区域協議会
 では問題なしと判断しました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意
 農地係長 見、ご異議ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第7号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案の
 とおり許可といたします。
 16番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

16番 （入室、着席する。）

議長 それでは、議事を再開します。
 次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 20頁をお開きください。議案第8号、荒廃農地の区分の判断についての案件は、農地の現
 況について福島市長より判断を求められた案件です。依頼に基づき、平成29年11月29
 日及び平成30年3月22日に区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、整理番号1番
 を除き再生利用が可能な土地「A判定」と判断されました。区域番号7番、整理番号1番か
 ら6番の6件、詳細は議案書のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号1番から6番まで、現況確認日に各々確認いたしました。1番については荒廃農地
 ではない、普通の畑ということと、2番から6番までは「A分類」と判断しましたので、よ
 りしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意
 見、ご異議ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第8号、荒廃農地の区分の判断について整理番号1番から6番の6件、
 原案のとおり決定いたします。
 次に、報告を事務局より申し上げます。

農地係長 21頁をご覧ください。
 議案書21頁、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区

域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番から7番の5件、区域番号3番、整理番号8番から12番までの5件、区域番号4番、整理番号13番から15番までの3件、区域番号5番、整理番号16番及び17番の2件、区域番号6番、整理番号18番の1件、区域番号7番、整理番号19番から21番までの3件、以上21件について、記載内容の受理を行っております。

議案書24頁、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、区域番号2番、整理番号4番の1件、区域番号7番、整理番号5番の1件、以上5件について記載内容の受理を行っております。

議案書25頁、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番から6番の6件、区域番号3番、整理番号7番から9番の3件、区域番号4番、整理番号10番の1件、区域番号7番、整理番号11番から14番の4件、以上14件について記載内容の受理を行っております。

議案書28頁、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号2番、整理番号1番から5番の5件、区域番号3番、整理番号6番及び7番の2件、区域番号4番、整理番号8番の1件、区域番号6番、整理番号9番から12番の4件、区域番号7番、整理番号13番及び14番の2件、以上14件について記載内容の受理を行っております。

議案書31頁、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号3番、整理番号1番の1件について記載内容の受理を行っております。

議案書32頁、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号3番、整理番号1番の1件、区域番号4番、整理番号2番の1件、区域番号6番、整理番号3番の1件、区域番号7番、整理番号4番の1件、以上4件について記載内容の受理を行っております。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしましたが追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

（その他、発言なし。）

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 慎重審議ありがとうございました。間もなく田んぼに水が入り、忙しい時期になりますが、果樹関係については、なかなか機械化が進まず苦勞しているところです。

私は認定農業者の審査判定に関わっておりますが、審査の機会に「臨時雇用で経営規模を拡大したり、休日を確保したい」と抱負を述べられたりしますが、高齢化等もあり皆さん雇用の募集に大変ご苦勞されていることと思います。そんな中でサポートセンターの拡充を期待したいところですが、逆に縮小しているのではないかと感じているところです。今後市やJAと協議し、雇用の確保に繋がるようなサポートセンターの運営を願っております。

それでは第10回総会を終了します。ありがとうございました。

(午後2時35分)

平成30年4月18日

これは、福島市農業委員会第10回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人10番 _____

議事録署名人23番 _____